

## 第2期川崎市子どもの権利委員会の答申にあたって

### 1 答申に至る経過

川崎市子どもの権利委員会(以下「権利委員会」という。)は、川崎市子どもの権利に関する条例(以下「子どもの権利条例」という。)に基づいて設置され、平成16(2004)年9月に第2期権利委員会が発足した。発足にあたり、市長から「子どもの居場所と参加活動の拠点づくり」について諮問された。

この諮問事項に関する権利委員会の審議の資料とするとともに、川崎市の子どもの実態や意識についての経年変化を把握することを目的にして、平成17(2005)年3月に『川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査』を行った。調査は、子ども・おとな・市職員(学校関係、児童福祉関係(保育所職員、こども文化センター職員等))の三者を対象とした。この調査では、第1期権利委員会による調査結果との比較、第2期権利委員会への諮問事項との関連、更には子ども・おとな・市職員の三者の意識の差も検討できるような質問項目を設定した。

また、アンケート調査を補足するために、不登校の子ども、多様な文化的背景をもつ子ども、障がいのある子ども、一時保護所や児童養護施設で生活する子どもについて、アンケート調査及び委員によるヒアリング調査を行った。

本実態・意識調査については、平成17(2005)年10月に報告書にまとめ、公表している。

その後、権利委員会は子どもの居場所に関する施策調査、行政による自己評価の視点や方法を検討し、実施要領を作成した。これに基づき、子どもの居場所に関する施策について所管課が自己評価をし、平成18(2006)年3月に公表した。

この自己評価をもとに、権利委員会は「子どもの居場所」の視点から、2月には中央児童相談所一時保護所、児童養護施設、市立保育園、川崎市子ども夢パーク、川崎市子ども会議、市立小・中学校、こども文化センター、わくわくプラザについて所管課職員と対話をした。また、川崎市子ども夢パーク及び同施設内に設置されている不登校の子どもが通うフリースペースのスタッフとの対話も行った。

さらに、3月には、川崎市子ども会議の子どもたちと、4月には、行政の自己評価に対して意見を提出した市民と対話を行った。

上記の取組を踏まえて、本答申書を作成した。

### 2 検証の視点と行政による自己評価の方法

権利委員会による施策の「検証」は、子どもに関する施策について子どもの権利の視点から調査・審議するものであり、市民・行政・権利委員会によるパートナーシップに基づくものである。

#### (1) 検証の視点

子どもの居場所と参加活動の拠点づくりについて検証するにあたっては、子どもの権利条例の前文、第2章、第27条、第31条等に規定されている子どもの権利及び子どもの居場所についての

考え方を基本においている。

子どもの居場所に関する提言では、ありのままの自分である、休息して自分を取り戻す、自由に遊び活動する、安心して人間関係をつくり合うという理念と視点を重視しているか、子どもの参加が位置づけられ、すすめられているか、子どもの居場所の理念にふさわしい職員・スタッフが採用・配置され、子ども支援がすすめられているか、子どもの居場所の理念にふさわしい物的な条件が整えられているか、障がいのある子ども、多様な文化的な背景をもつ子ども、不登校の子ども等についての配慮がなされているか、などを基本的な視点にしている。

今回の検証の過程では、子どもの居場所についての考え方を普及すること、多様な子どもの居場所づくりの進展に寄与すること、子どもの居場所にかかわる人への支援をすすめること、子どもの居場所づくりのプロセスにおいて子どもの参加を促進すること、などにも留意した。

## (2) 行政による自己評価の方法

こども文化センター、わくわくプラザ、市立学校、児童養護施設等については、あらかじめそれぞれの施設用として権利委員会が作成した調査票に、子どもの居場所に関する現状や取組状況について記入してもらい、その後、これを所管課が集計し、施策の成果と課題などを明らかにし、権利委員会が追加した項目を含め、所定の自己評価シートにより施策の自己評価をしてもらった。

また、川崎市子ども会議、川崎市子ども夢パーク、市立保育園等は、権利委員会が所管課に自己評価の基本的な項目を提示し、自己評価シートにより施策の自己評価をしてもらった。

## 3 提言にあたって

子どもの居場所と参加活動の拠点づくりという点で、特に川崎市子ども夢パークは、子どもの権利条例の趣旨を具現化した、子どもの多様なニーズを受けとめる総合的な居場所機能をもつ施設である。そこでは、子どもの居場所になるよう、貴重な取組がなされ、全国的にも注目されている。子どもの居場所の理念を実現していくためには、川崎市子ども夢パークの機能を継続的に確保し、これを支える人的、物的、財政的条件をさらに整備していくことが望まれる。とりわけ、子どもの居場所としての機能に不可欠な継続性に配慮した職員やスタッフの確保のあり方など、子ども参加による子どもの居場所づくりにふさわしい条件を整えていくことが求められる。

上記の諸点は、川崎市子ども夢パークのみならず、子どもの居場所機能を持つこども文化センター、わくわくプラザなどにおいても同様に重要なものである。

また、川崎市子ども夢パークをはじめ子どもの居場所にかかわる施策の推進にあたっては、子どもの権利条例を基にした今回の検証を踏まえ、今後とも施策の評価の視点や方法の発展に努めることが望まれる。